

文部科学大臣の事前確認が必要な遺伝子組換え実験等に御注意下さい。

遺伝子組換え実験

- 宿主又は核酸供与体いずれかの実験分類が定まっていない。(一部例外有り。)
- 宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のいずれかがクラス4である。
- 宿主の実験分類がクラス3である。
- 認定宿主ベクター系を用いていない遺伝子組換え生物等であって、核酸供与体の実験分類がクラス3であるものうち、供与核酸が同定済核酸でないもの又は同定済核酸であって哺乳動物等に対する病原性若しくは伝達性に関係し、かつ、その特性により宿主の哺乳動物等に対する病原性を著しく高めることが科学的知見に照らし推定されるもの
- 宿主の実験分類がクラス2である遺伝子組換え生物等(ウイルス又はウイロイドであるものを除く。)であって、供与核酸が薬剤耐性遺伝子(哺乳動物等が当該遺伝子組換え生物等に感染した場合に当該遺伝子組換え生物等に起因する感染症の治療が困難となる性質を当該遺伝子組換え生物等に対し付与するものに限る。)を含むもの
- 自立的な増殖力及び感染力を保持したウイルス又はウイロイドである遺伝子組換え生物等であって、その使用等を通じて増殖するもの(一部例外有り。)
- 供与核酸が、哺乳動物等に対する半数致死量が体重1キログラム当たり100マイクログラム以下である蛋白性毒素に係る遺伝子を含む遺伝子組換え生物等(一部例外有り。)
- 宿主が動物である遺伝子組換え生物等であって、供与核酸が哺乳動物等に対する病原性がある微生物の感染を引き起こす受容体(宿主と同一の分類学上の種に属する生物が有していないものに限る。)を宿主に対し付与する遺伝子を含むもの
- その他、研究開発二種省令別表第1(<http://ura.kyushu-u.ac.jp/dna/table1.pdf>)に掲げられているもの

細胞融合実験

- 異なる科に属する生物の細胞を融合する技術の利用により得られた核酸又はその複製物を有する遺伝子組換え生物等

いずれかに該当する場合は

他の遺伝子組換え実験とは異なり、カルタヘナ法において執るべき拡散防止措置が規定されていません。

実験計画の申請時に執るべき拡散防止措置について、
文部科学大臣の確認を受けなければなりません。

(通常の学内手続とは別の手続が必要です。)

大臣確認を要する実験の具体例

具体例については、文部科学省のホームページ「ライフサイエンスの広場」(<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/senmoniinkai.html>)に、過去に文部科学大臣が拡散防止措置の確認をした具体的な事例が公開されていますので、こちらを参考にして下さい。

(問合せ先) 国立大学法人九州大学 総務部 環境安全管理課 安全管理係

〒819-0395 福岡市西区元岡744 TEL:092-802-2387(内7137) FAX:092-802-2076

メール: gigseimei@jimu.kyushu-u.ac.jp HP: <http://ura.kyushu-u.ac.jp/dna/>